

令和 7 年度採用分特別研究員－R P D

書 面 審 査 の 手 引

特別研究員の審査は、多くの審査委員の先生方によって支えられています。若手研究者の養成・確保の重要性に鑑み、下記の留意点を踏まえ、審査をお願いいたします。

【主な留意点】

- 「特別研究員－R P D」は、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰する環境を整備するため、平成 18 年度に創設された制度です（採用内定者の性別は問いません）。R P D の「R」は、「Restart」の頭文字です。
- 書面審査に際しては、本手引の「4. 審査における基本的な留意事項」、「7. 書面審査の指針」を遵守して行うようお願いします。
 - ・申請者と利害関係に該当する場合、当該申請の審査を行わないこと
 - ・申請書の内容等、審査により知り得た情報は他に漏らさないこと
 - ・総合評価は本手引に記載の比率を目安とし、偏った評価分布にならないこと
 - ・「コメント」欄に審査意見を必ず記入すること
- 審査資料の取扱いについて
 - ・審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失のおそれがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
 - ・審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断又は溶解により処分してください。
 - ・システムの I D やパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
 - ・パソコン等の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、情報の漏洩に注意してください。
 - ・審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。U S B メモリ等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。
- 審査結果入力期限：令和 6 年 6 月 2 1 日（金）1 5：0 0
※特別研究員の審査・採用スケジュールに大きな影響が生じるため、期限厳守のこと。

令和 6 年 6 月
独立行政法人日本学術振興会

目 次

1. はじめに	- 1 -
2. 選考の仕組み	- 1 -
3. 特別研究員の申請と科学研究費助成事業－科研費－（特別研究員奨励費）の応募の一本化	- 1 -
4. 審査における基本的な留意事項	- 2 -
(1) 審査に関する利害関係者の排除	- 2 -
(2) 秘密保持と研究者倫理の遵守	- 2 -
(3) 審査員氏名の開示等	- 3 -
(4) 審査結果の検証	- 3 -
(5) 特別研究員奨励費の応募内容の確認	- 3 -
5. 審査結果入力方法	- 3 -
6. 審査等に用いる書類	- 3 -
6.1 特別研究員の審査に用いる書類	- 3 -
(1) 申請書	- 3 -
(2) 評価書	- 5 -
6.2 特別研究員奨励費の判定に用いる書類	- 5 -
○ 【研究計画】別添 令和7（2025）年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）応募調書	- 5 -
7. 書面審査の指針	- 5 -
(1) 審査の観点	- 5 -
(2) 評価上の留意点	- 6 -
(3) 評点の付し方	- 6 -
(4) 書面審査の方法	- 7 -
○ 審査項目及び評点	- 7 -
○ 人権の保護及び法令等の遵守への対応について（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）	- 8 -
(5) その他の確認項目（特別研究員奨励費）	- 9 -
8. 審査結果入力期限	- 11 -
9. 審査終了後における審査資料の取扱い	- 11 -
10. 連絡先	- 11 -
〔参考1〕審査意見の例	- 12 -
〔参考2〕審査における留意点：アンコンシャス・バイアス	- 14 -

1. はじめに

日本学術振興会「特別研究員」は、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る制度です。

本制度では、将来性のある若手研究者を見出し支援することが目的であり、審査に当たっては次代の我が国の学術研究を担う可能性の観点から「申請者」を評価します。

特別研究員の採否は、申請者の研究者としての進路を大きく左右するため、審査の信頼性を損なうことがないように、私情や先入観にとらわれず、研究者養成の視点から、科学的良心に従って、公平・公正に審査を行ってください。

特別研究員制度のうちR P Dは、博士の学位取得者で、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰する環境を整備し、研究活動の再開を支援するためのものです。

2. 選考の仕組み

特別研究員-R P Dの選考は、我が国の学界の第一線の研究者で構成される特別研究員等審査会（審査委員約1,700人）において、書面審査により行います。

書面審査は、近い審査区分を参照し組み合わせたグループに分かれて行われます。このグループを「審査セット」と呼び、複数の審査委員で構成されています。これらの審査委員は、同じ複数の申請について、独立して審査を行います。審査では、申請書類に基づき、申請者の研究能力・将来性等について評価を行い、評点及び審査意見を報告します。

3. 特別研究員の申請と科学研究費助成事業－科研費－（特別研究員奨励費）の応募の一本化

令和6年度採用分より、申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者があらかじめ研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積む機会の提供を目的として、特別研究員の申請と科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（以下「特別研究員奨励費」という。）の応募を同時に受け付けることといたしました。これに伴い、審査委員におかれては、従来の審査項目に加え、以下の項目についても確認をお願いいたします（詳細は「7. (5)その他の確認項目（特別研究員奨励費）」参照）。

（確認項目）

- ・研究経費の妥当性
- ・他の研究経費の応募・受入等の状況

当該確認項目で付された判定結果については、科学研究費委員会において特別研究員奨励費の審査を行う際の参考資料として使用します。

また、当該判定結果については、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象に含めないでください。

4. 審査における基本的な留意事項

(1) 審査に関する利害関係者の排除

特別研究員の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関与しないでください。

審査委員が申請者の採否の結果により、自ら利益を得ること、又は第三者から学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないか、という疑念を持たれることがないようにしなければなりません。

そのため、審査委員が、申請者等との関係において、以下のような事項に該当すると自ら判断する場合には、当該申請の審査を行わないでください。

研究指導者・・・「出身大学院の研究指導者」

受入研究者等・・・「研究中断前の受入研究者」「現在の受入研究者」「採用後の受入研究者」

- ① 当該申請書記載の「出身大学院の研究指導者」（以下「研究指導者」という。）である場合
- ② 当該申請書記載の「研究中断前の受入研究者」、「現在の受入研究者」又は「採用後の受入研究者」（以下まとめて「受入研究者等」という。）である場合
- ③ 当該申請の「評価書作成者」である場合
- ④ 当該申請者、研究指導者又は受入研究者等と、親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係である場合
- ⑤ 過去において、当該申請者を研究指導又は受入れしたことがある場合
- ⑥ 当該申請者又は受入研究者等と、緊密な共同研究を現在行っているか、行う計画がある場合（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）
- ⑦ 当該申請者又は受入研究者等と、同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）がある場合
- ⑧ 当該申請者、研究指導者又は受入研究者等と、密接な師弟関係又は直接的な雇用関係がある場合
- ⑨ 当該申請の採否が、審査委員の直接的な利益につながるとみなされるおそれのある対立的又は競争的な関係である場合
- ⑩ その他、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

上記①～③について、申請書に記載された氏名のフリガナデータと照合し合致した審査委員は、「利害関係者」とみなし審査を行えません。しかし、電子的に照合しているため、僅かな表記の相違や旧姓使用等、チェックしきれない場合がありますので、**審査委員自らの責任において再度確認をお願いします。**なお、同姓同名により利害関係が無いにも関わらず利害関係者として扱われている場合や、利害関係者であるか判断に迷う場合は、本会までお問い合わせください。

(2) 秘密保持と研究者倫理の遵守

特別研究員の審査に当たり、すべての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、申請書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、外部に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが特別研究員の審査に関係していることを伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、又は審査委員間で連絡を取り合ったりしては

いけません。

審査の過程で知った他人のアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。審査の内容を漏らすようなこともあってはなりません。

なお、個人情報や機密情報を含む情報の漏洩リスクがありますので、申請書等審査関係資料の内容を、生成 AI に入力することはしないでください。

(3) 審査員氏名の開示等

審査委員の氏名等については、任期終了後に本会が公表します。それまでは非公開ですので、自身が審査委員であることは他に漏らさないでください。また、本会の規定に基づき、個々の審査委員の評定が特定されないよう配慮したうえ、審査結果の開示を行うことがあります。

(4) 審査結果の検証

特別研究員の審査が全て終了した後、本会学術システム研究センターの研究員により、審査結果の検証が行われます。この検証は、公平・公正性を担保し、翌年以降の審査の改善・充実を図るため、本手引に則った審査が行われているか、各審査委員の審査結果を確認するものです。

なお、「審査に関する利害関係者の排除」、「秘密保持と研究者倫理の遵守」について、疑義が生じた場合には、事実確認を行うことがあります。

(5) 特別研究員奨励費の応募内容の確認

「研究経費の妥当性」及び「研究費の応募・受入等の状況」の判定結果については、あくまで科学研究費委員会の審査における参考意見としてのみ用いますので、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象に含めないでください。

5. 審査結果入力方法

審査結果については全て「日本学術振興会電子申請システム」（以下「システム」という。）により、入力します。

システムの利用に当たっては、書面審査依頼文書に記載の ID・パスワードが必要です。システムの詳しい操作方法は、「日本学術振興会電子申請システム」研究者養成事業審査委員向け操作手引」を参照してください。

6. 審査等に用いる書類

6.1 特別研究員の審査に用いる書類

(1) 申請書

申請書については、申請者間の公平性確保の観点から、所定様式の改変ができないこととしています。このルールに従わず、申請があったものについては、評点を付す際に「ルール違反」であることを念頭において評価してください。上記の内容を評点に加味した場合には、その内容について「コメント（申請全体について）」欄に記入してください。

また、申請書は電子媒体（PDF ファイル）で本会に提出されたものを出力し、印刷製本しています。文字化け等を発見した場合には、印刷工程による不具合の可能性がありますので、

本会までご連絡ください。本会にて、申請者の責に因らないと判断された場合については、正しい申請書と差し替えを行います。

【申請書「2. 研究計画（2）研究目的・内容等」欄について】

- ・申請者は、自らが選択する特別研究員奨励費の応募区分（A区分・B区分）に応じた研究計画を作成しています（※応募区分の詳細については、下記「特別研究員公募要領抜粋」を参照してください）。
- ・「A区分」は特別研究員としての研究のベースとなる研究計画であり、全申請者が記入することとなっています。
- ・「B区分」は研究計画上、応募総額が「A区分」の金額を超える必要がある場合のみ、「A区分」の研究計画との相違点（追加的に行う研究計画）を簡潔に記入することとなっています。
- ・「B区分」を選択する者については、科学研究費委員会の審査において、採用時評価を参考にし、その必要性が認められた場合に限り「B区分」として配分額が決定されます。
- ・「A区分」「B区分」のどちらの区分を選択したかは、「4.（5）特別研究員奨励費の応募内容の確認」と同様、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象に含めないでください。
- ・申請書「2. 研究計画（2）研究目的・内容等」欄の審査に当たっては、「7. 書面審査の指針」を参照してください。

（特別研究員奨励費公募要領抜粋）

【RPD】

応募区分	応募総額		
	研究期間3年	研究期間2年	研究期間1年
A区分	300万円以下	200万円以下	100万円以下
B区分 （研究計画上、応募総額がA区分を超える必要がある場合。採用時評価を参考にし、その必要性が認められた場合に限りB区分として配分額が決定されます※2。）	300万円超 450万円以下	200万円超 300万円以下	100万円超 150万円以下

※1 応募額は研究期間の各年度10万円以上とします。また、配分は10万円単位で行う予定です。

なお、「3. 研究期間」に記載の（1）～（4）のうち、4年度にわたる採用期間（研究を7月、10月、1月に開始）を選択した場合であっても、特別研究員奨励費の研究期間及び応募総額は上記の表の通り応募することとします。

※2 B区分を選択して応募した場合であっても、採用時評価を参考にし、A区分の応募総額を超える必要性が認められない場合は、A区分として評価されることもあります。

※3 応募に当たり、A区分とB区分のどちらの区分を選択しても、特別研究員奨励費の審査に影響はありませんので、研究計画の内容に従って適切な応募区分を選択してください。

(2) 評価書

2名分の評価書（評価書1は研究中断前の受入研究者、現在の受入研究者又は採用後の受入研究者、評価書2は申請者の研究をよく理解している研究者が作成したもの）

※評価書は、評価者が作成し、システムにより提出されています。

6.2 特別研究員奨励費の判定に用いる書類

○【研究計画】別添 令和7（2025）年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）応募調書

申請者は、特別研究員の申請に併せて、特別研究員奨励費の応募のため、【研究計画】別添 令和7（2025）年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）応募調書（以下「特別研究員奨励費応募調書」という。）を作成することとなっています。

「研究経費とその必要性」欄は、自らが選択した特別研究員奨励費の応募区分（「A区分」又は「B区分」）の応募総額に基づき、特別研究員奨励費の応募総額の内訳を記入することとなっています。

「研究費の応募・受入等の状況」欄は、特別研究員奨励費以外に、科研費の他の研究種目や他の資金制度の研究費等（国外のものを含む）に応募している場合又は令和7年度以降に科研費の他の研究種目や他の資金制度の研究費等（国外のものを含む）の受入が予定されている場合に記入することとなっています。

「特別研究員奨励費応募調書」の確認に当たっては、「7.（5）その他の確認項目（特別研究員奨励費）」を参照してください。

なお、特別研究員奨励費の応募区分の選択（「A区分」と「B区分」のどちらの区分を選択したか）及び「特別研究員奨励費応募調書」の内容については、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象に含めないでください。

7. 書面審査の指針

特別研究員の審査は、研究費の審査とは異なり、我が国の学術研究の将来を担う研究者であるか、又はそうした研究者になり得るかを評価する観点極めて重要であり、研究者としての資質や将来性の評価に重点を置いていますので、ご注意ください。

書面審査に際しては、以下の(1)～(4)に留意し、適切かつ公正に行ってください。

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて行うべきものですので、他の研究者と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、特別研究員の審査委員であることを説明せず、適当な研究者に当該知識を照会することは差し支えありません。

また、書面審査の「審査セット」は、一定数以上の申請を評価することにより、適正な相対評価ができるよう複数の審査区分を参照し組み合わせています。そのため、専門とは必ずしも一致しない審査区分の審査をお願いする場合がありますのでご了承ください。

(1) 審査の観点

【審査方針】

- ① 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。
また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- ② 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。

(2) 評価上の留意点

- (ア) 評価は、研究者養成の視点に立ち、専ら申請者個人に対して行ってください。したがって、大学間・研究分野のバランス、特定研究室への特別研究員の集中、受入研究者、性別、国籍等の事項を考慮しないようにするとともに、アンコンシャス・バイアス（〔参考2〕（14頁）参照）をできるだけ排除するようにしてください。
- (イ) 論文、学会発表等の研究成果は、申請者の研究能力を測る一つの指標となりますが、その多寡のみをもって直接的な判断要素とすることは避けてください。なお、出産・育児等のライフイベントに伴う一時的な研究業績の減少により、配慮を要する場合は、その旨を申請書に記載することとしていますので、この点を留意してください。
- (ウ) 特別研究員-RPDの申請者については、子の養育期間中であることが想定されるため、特別研究員-RPDの申請資格である「受入研究機関を大学院博士課程在学時の研究機関から移動すること」は求めていますので、**研究機関移動の有無を評価に反映しないでください。**
- (エ) 出産・育児による研究中断のために生じた研究への影響を踏まえたうえで、この制度により研究現場に復帰した後の将来性等、総合的に判断した評価をしてください。評価に際して、性別による配慮は不要です。
- (オ) 申請者は自らの研究課題の内容に基づき、自由に審査区分を選択しています。**審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、そのみを理由として評価を下げることは避けてください。**
- (カ) **過去の特別研究員の採用実績を直接的な判断要素としないでください。**
- (キ) 特別研究員-RPDについては、令和5年度に「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」が創設され、受入研究機関が雇用制度導入機関に登録されている場合は受入研究機関にて雇用できるようになりましたが、特別研究員-RPDの審査の観点に変更はありません。特別研究員-RPDの審査に当たっては、**申請者の受入研究機関が雇用制度導入機関であるか否かを審査の際の判断材料とすることは避けてください。**

(3) 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の申請書について評点及び審査意見を付し、採否の決定に必要な情報を提供することにあります。したがって、採否に大きな影響を与えることを理解した上で、慎重に評点を付してください。

本審査では、以下（4）に示すように、**個別の審査項目に関する絶対評価を行った上で、最終的に、総合評点を5段階による相対的な評価に基づいて付すこととしています。**総合評点の分布は定められた目安に沿うようにし、評点が偏らないようにしてください。「利害関係者」に該当する申請以外は、必ず評点を付してください。

また、その評価に至ったポイントを審査意見として必ず「コメント」欄に記入してください（審査意見は申請者に伝えるものではありません）。

なお、特別研究員奨励費の応募区分の選択（「A区分」と「B区分」のどちらの区分を選択したか）及び「特別研究員奨励費応募調書」の内容については、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象に含めないでください。

(4) 書面審査の方法

本審査では、次に掲げる①、②の審査項目ごとに評価し、最後に総合評価を行い、審査意見を記入してください。審査項目及び評点は次のとおりです。なお、特別研究員の審査は研究者としての資質や将来性の評価に重点を置いていますので、審査が研究計画の評価にとどまることがないように留意してください。

○ 審査項目及び評点

① 研究計画の着想及びオリジナリティ（絶対評価）

申請書「2. 研究計画」に記載された内容について、研究課題設定の着想が優れているか、研究の方法のオリジナリティがあるかを評価してください。

特別研究員制度は、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることを趣旨としています。研究における主体性を確認するため、研究計画が単に受入研究者の研究となっていないか等、受入研究室の研究と申請者自身の研究との関係、分担を確認してください。なお、申請書「2. 研究計画（2）研究目的・内容等④」において、共同研究の場合には、申請者が担当する部分を説明するよう指示しています。

5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	普通である
1	見劣りする

② 研究者としての資質（絶対評価）

申請書「4. 研究遂行力の自己分析」、「5. 目指す研究者像等」及び「評価書」によって、研究者としての資質（研究課題を設定しそれに取り組む姿勢、研究者としての独創性、将来性等）を評価してください。

なお、研究中断による研究への影響に関する記述がある場合は、それも踏まえて評価してください。

5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	普通である
1	見劣りする

③ 総合評価（相対評価）

総合評価に当たっては、上記の①、②の結果を考慮しつつ、この制度の支援により研究現場に復帰した後の将来性等、総合的に判断してください。

次の比率を目安として、偏った評点分布とならないよう配慮してください。

評点区分	評点分布
5	10%
4	10%
3	20%
2	30%
1	30%
利害関係にあるので判定できない	—

注：評点区分に記載の各評点は採用を推奨する度合いを示しており、**評点が高いほど採用をより強く推奨するものとして評点を付してください。**よって、評点「5」が採用を最も強く推奨することとなります。

評点が偏ると適正な審査結果が得られない場合があります。そのため、評点分布が著しく偏っている場合には、システムが受け付けないことがあります。その場合はメッセージに従い、上記の評点分布の目安に近付けるよう総合評価を修正してください。

なお、審査件数が10件未満では相対評価が困難な場合があるため、上記の目安に沿わない場合でもシステム上は受け付けられますが、可能な限り目安の比率に近づけるようにしてください。

④ 審査意見の記入等（300文字以内）

当該申請に対しその総合評価とした根拠について、審査意見として、長所と短所を中心に、「コメント」欄に具体的に記入をお願いします（必須）。

特に、総合評価を「1」又は「5」とした場合は、その評価に関連する理由・意見を具体的に記入してください。また、「4」とした場合には、優れている点及び「5」としない理由を具体的に記入してください。「3」又は「2」の評点を付す場合についても、その評価に関連する理由・意見を具体的に記入してください。

審査意見の例を[参考1]（12～13頁）に掲載していますので参考にしてください。

また、「利害関係者」にあたる申請については、評価せずに「利害関係にあるので判定できない」欄をチェックし、その理由（例：「博士課程での研究指導者」等）を「コメント」欄に記入してください。

○ 人権の保護及び法令等の遵守への対応について（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

前述の審査項目のほかに、研究計画の遂行において、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究や安全保障貿易管理を必要とする研究など、人権の保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、下記の判定区分により、ア～ウのいずれかの判定をしてください。

例えば、個人情報に伴うアンケート調査・インタビュー調査、行動調査（個人履歴・映像を含む）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験、機微技術に関わる研究など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

判 定 区 分	判 定 内 容
ア	本項目に該当しない
イ	既に所定の手続・対策が講じられている。又は今後所定の手続・対策を講じることの記載があるので問題がない
ウ	人権の保護及び法令の遵守等の手続・対策が講じられておらず、研究を実施するには手続・対策が必要である

なお、「ウ」の判定となった場合のみ、「確認」欄の「人権の保護及び法令等の遵守への対応が不十分であるため、指摘が必要である」にチェックのうえ、申請者に対し予め指摘が必要と考える項目を「該当項目」欄にて選択してください（必須）。

(5) その他の確認項目（特別研究員奨励費）

書面審査では、前述の審査項目に加えて、「特別研究員奨励費応募調書」の内容について、「研究経費の妥当性」及び「他の研究費の応募・受入等の状況」に関する確認をお願いしています。確認内容の詳細は以下の1)及び2)のとおりです。

なお、特別研究員奨励費の応募区分の選択（「A区分」と「B区分」のどちらの区分を選択したか）及び「特別研究員奨励費応募調書」の内容については、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象に含めないでください。

当該項目で付された判定結果については、科学研究費委員会において特別研究員奨励費の審査を行う際の参考資料として使用します。

※申請者の希望により、特別研究員奨励費を応募しないことも可能としています。「特別研究員奨励費応募調書」が「応募なし」となっている申請者については、本項目の判定は不要です。この場合も、特別研究員奨励費の応募がないことについて、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象に含めないでください。

1) 研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について、以下の点を考慮し、下表の判定区分により、判定をしてください。（「（空白）」以外の判定区分は、各判定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合のみ選択してください。必ず研究計画の内容に照らし合わせて判断するようお願いいたします。）、なお、「△」又は「×」の判定をする場合は、必要に応じて、その判断に至った根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください（任意）。

また、「△」又は「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低い配分額を設定することがあります。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

判定区分	判 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

2) 研究費の応募・受入等の状況

競争的研究費の不合理的重複や過度の集中が起こることなく、研究課題を十分に遂行しうるかどうかを、当該欄を参照して判定してください。明らかに「競争的研究費の不

合理的な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、システム上でチェックを付し、必要に応じてその理由を「その判断に至った理由」欄に記入してください（任意）。

なお、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（JST）や日本医療研究開発機構（AMED）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、「7. 書面審査の指針」に示す特別研究員の選考における評価を下げるといった不利益な取扱いとはしてはいけません。

※WPIプログラムのような拠点形成型の競争的研究費は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費とは異なる性質のものです。それらの事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、競争的研究費の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

（参考）「競争的研究費の適正な執行に関する指針」－抜粋－

（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 3 年 12 月 17 日改正））

不合理な重複・過度の集中の考え方

「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の科研費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

「過度の集中」：

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

8. 審査結果入力期限

令和6年6月21日（金）15：00まで

【全体のスケジュールに大きな影響が生じるため、期限を必ず守るようお願いします】

9. 審査終了後における審査資料の取扱い

審査終了後、7月19日（金）までに、書面審査依頼文書を除く全ての審査資料をご返送願います。返送された書類は、そのまま裁断又は溶解処分しますので、審査資料以外は同封しないようにお願いします。

なお、審査委員自身で、裁断又は溶解処分等を行わないでください。

梱包の際は、運搬途中で破れたりすることが無いように、十分配慮願います。送付の際は、同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、送付してください。

10. 連絡先

◆ 書面審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

麹町ビジネスセンター6F

独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部研究者養成課

TEL 03-3263-5070

E-mail tokkenshinsa@jsps.go.jp

◆ 電子申請システム操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※上記番号が繋がらないときは

TEL 03-5419-3209（直通）

上記連絡先の受付時間は、以下のとおりとなります。

9：30～12：00、13：00～17：00

（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）

〔参考１〕 審査意見の例

本会学術システム研究センターで行っている審査結果の検証を踏まえ、過去の書面審査において、実際に記載されていた審査意見に基づき、一部を修正したものを、下記のとおり審査意見の例として紹介します。審査意見を記入する際に参考にしてください。

（１）長所と短所部分についての審査意見の例

申請者が参照し、依拠する思想家は殆どが著名な人物であり、すでに多くが語られているが、従来の思想史研究で欠落してきた「技術」の問題に着目し、当該地域の人間観との関わりで考察しようとする点に、十分な独創性が認められる。研究能力、計画をはじめその見通しについても優れたものと評価し得る。

研究発表歴などから、研究に対する積極的な姿勢と熱意を感じる。関節腔や滑膜組織を洗浄し、得られた試料を培養して幹細胞を取得するという計画だが、その操作で多能性幹細胞が得られるかは疑問。ある程度可能性を示唆する予備データが必要。研究内容は興味深く、研究計画は壮大だが実現性については評価が難しい。

未開拓の問題領域を発見し、美学の枠を超えて学際的に有意義な議論を構築する申請者の力量は評価できる。音と周波数、不確定性理論に照らしての存在と静止の問題など、物理学や統計学の視点による新たな展開が期待される。ただ、感性の問題を中心に据えるからには、文化事象としての「速度」の考察が不可欠であろう。

これまでもGHを対象に詳細な実態調査を積み重ねてきており、それを発展させた研究として評価できる。しかし、今後の高齢者社会を考えると、国や地方自治体などの施策との連携が不可欠であるが、その視点が研究のフレームに入っていない。そこに研究としての物足りなさを強く感じる。

温度感受性の分子機構を、感受性チャンネルのX線結晶解析と電子顕微鏡による解析を併用駆使して解明しようとするものである。テーマ自体の意義付け、研究計画の内容、感受性チャンネル活性の確認法などよく練られている。しかし、研究計画量が多量であり、期間内での実施が可能か危ぶまれる。

（２）長所部分についての審査意見の例

膜構造に対する脂質類の影響を解明するための方法を提案しており、その新規性と独創性が評価できる。研究実施能力も高く、新規な手法開発への情熱も高い。方法開発のステップ、応用のアイデアも多いので、採用期間内にどこまでを確実に実施するかについて、明確な目標設定が臨まれる。

生物群集の本質的な課題について、提唱されている理論も含めて現状を詳しく解析し、それに基づき作業仮説をたてて実証していくことで着実に優れた研究成果をあげた。申請課題でも、異なる複数の生物群集を対象にして群集形成課程を中心に中立説と系統保守仮説を検証するための緻密な計画が練られ、大きな成果が期待できる。

研究計画はタンパク質のESR実験研究者のもとで実験と理論解析の両方を行うものである。申請者に実験が可能かという点は危惧されるが、受け入れ機関で可能と思われる。視野を広めるよい経験になる。

(3) 短所部分についての審査意見の例

造血器疾患の診断においてフローサイトメトリーを有効に使用している研究室からの、実績に基づいた提案。末梢血中に極めてわずかに存在する異常細胞の検出ならびにその治療効果との関連については、所属研究室の実績として高く評価される。しかし、申請者の寄与については明確に記載されていない。

申請者の関心領域はまだ学問分野として固まっておらず、領域の確定、方法論の確立そのものが大きな課題。そこで申請者は自著の翻訳を考えた。それ自体は妥当だが、それが終了してからどのように研究を継続するかが示されていない。研究の方向性が明瞭でないように思われる。

研究内容は大学院時代の研究内容の延長。〇〇〇〇と相互作用する分子△△△△機能解析及び新規〇〇〇〇の同定という点で評価できるが、全体として焦点が絞り切れていない印象が否めない。

研究計画は適切に、また具体的に記述されているが、関連する研究の現状の把握が不十分と思われる。例えば、〇〇〇〇を用いた流域における物質動態や循環を解析した研究は既に多く報告されており、本研究課題の新規性、独創性に疑問が持たれる。

(4) 不十分な審査意見の例

次のような、審査意見のみを記入することは避けてください。前述の(1)～(3)を参考にして詳細に審査意見を記入してください。

- ・ 研究遂行能力が不十分である。
- ・ 研究内容が散漫で視点が不明確である。
- ・ 研究の継続性が弱い。
- ・ 研究の着想も方向性もやや凡庸。研究手法も不十分。
- ・ 派手さはないが、優れた研究。
- ・ 地味だが着実な研究。
- ・ それなりに面白い研究である。
- ・ 非常に優れた若手であると認める。
- ・ 特になし。
- ・ 一定の成果が期待される。
- ・ 今後に期待したい。
- ・ 申請者の審査区分が適当ではない。
- ・ 過去に特別研究員に採用されているから期待できる。
- ・ 専門外であるため、評価できない。

〔参考2〕審査における留意点：アンコンシャス・バイアス

1. アンコンシャス・バイアスとは

アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）とは、人間が無意識のうちに抱いている思い込みや偏ったものの見方などのことです。これ自体はその人の経験などから自然とそうなる（脳の反応として、無意識のうちにまず自己の経験に基づく解釈をする）もので、バイアスと言っても直ちに咎めるべきものではありません。一方、アンコンシャス・バイアスがそのまま実際の行動に移されてしまうと、他者と関わる上で意図せず望ましくない影響を与える可能性があります。

アンコンシャス・バイアスの態様は多岐に渡りますが、例としては無意識のうちに年齢や性別、学歴や過去の経歴、所属する組織や肩書等で相手を判断することなどが挙げられます。

2. 審査におけるアンコンシャス・バイアス

学術研究の現場では常に他者の研究を評価する行為や作業が行われており、その研究者は根拠に基づく合理的・客観的な判断をすることに慣れています。しかし研究者も人間であり、評価する上で望ましくないアンコンシャス・バイアスが働かない保証はありません。

研究費などの審査においても、申請書を理解したり、採否を決めたりする中で、与えられた情報に対して自らの知識や経験から判断することが非常に多く、随所にアンコンシャス・バイアスが働く可能性があります。その結果、申請の内容を十分理解しないまま、もしくは十分な根拠のないまま、申請情報（申請者の個人情報（属性情報）や経歴・研究経験、研究の意義や問題設定、研究目的や方向性、研究計画、研究方法、等）に対して、

- ・「普通はこうだ」・「そんなはずはない」・「こうに決まっている」（価値基準、解釈の押しつけ）
- ・「どうせ無理だ」・「できるはずがない」（能力・技量の決めつけ）
- ・「こうやるべきだ」・「そうでないとダメだ」（理想の押しつけ）

といったことが気づかないうちに行われている可能性があり、結果として正しい理解や判断がなされないことがあります。

3. 特別研究員の審査における対処法

特別研究員では申請書に基づいた審査をお願いしており、申請者（自分とは違う考え方等を持った個人）の主張をまず理解するところから審査がスタートします。また、審査の観点・審査項目にない要素（審査区分、受入研究機関、年齢、性別、国籍など）は考慮しないとしています。このため、各審査委員がアンコンシャス・バイアスの存在を認識し、これを審査の過程でできる限り排除していくことが、こうした特別研究員の審査の趣旨を徹底する上で重要です。

そのためには例えば、アンコンシャス・バイアスは誰もがいつでも持ちうることを十分に自覚すること、一つ一つの申請に対して予断を持たずに申請書に基づいて審査に臨むこと、上述したような決めつけや押しつけを根拠なく行っていないかという視点で自分が行っている審査（判断）を時々見直すこと、等が基本的な対処法として考えられます。

※性別に関するアンコンシャス・バイアスの参考

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年 12月 25日（令和5年 12月 26日一部変更）閣議決定）

「第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」より引用

○ 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていない。「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は74.1%（※）である一方、「平等」と回答した者の割合は21.2%に過ぎない。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられる。

※令和4年11月調査の「男女共同参画社会に関する世論調査」においては、78.8%